

第432回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和6年9月25日（水）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 12人

1 番 井上隆市委員 2 番 江口勘四郎委員 ~~3 番 尾形智代委員~~

4 番 上妻一実委員 5 番 羽島誠一委員 ~~6 番 吉田敏恵委員~~

~~7 番 黒田浩次委員~~ 8 番 富田憲一委員 9 番 山川光照委員

~~10 番 奈良崎洋一委員~~ 11 番 長沼健司委員 12 番 松田陽一委員

13 番 鈴木萬四郎委員 14 番 後藤敏秀委員 15 番 原田広幸委員

16 番 木村辰也委員

出席推進委員 7人

水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、北澤徹推進委員、
齋藤吉昭推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 3 番 尾形智代委員、6 番 吉田敏恵委員、7 番 黒田浩次委員、

10 番 奈良崎洋一委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第503回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第3号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 谷澤貴子、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、9月17日に告示になりました、第432回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和6年9月17日、上山市農業委員会告示第9号により、令和6年9月25日、第432回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和6年9月18日付け農委第153号をもって、第432回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配付について、第432回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員12人となっております。なお、3番、尾形智代委員、6番、吉田敏恵委員、7番、黒田浩次委員及び10番、奈良崎洋一委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が7人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、2番、江口勘四郎委員、8番、富田憲一委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は金生東一丁目在住の〇〇氏、農業兼公務員、譲受人は金生西一丁目在住の〇〇氏、市議会議員であります。金生西一丁目地内の畑1筆について所有権を移転するもの

	であり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、富田憲一委員。
富田委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。21日に〇〇氏から聞き取りを行いました。〇〇氏の自宅の裏から30m程しか離れていない小さな畑なのですが、前の耕作者も管理をしっかりとしており、〇〇氏もそれを引き継いで管理をしっかりとすることでしたので許可相当と思われます。よろしくご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲受人は永野に事務所を有する〇〇株式会社、配電機器製造販売、譲渡人は永野在住の〇〇氏、農業、

	及び〇〇氏、会社員であります。譲受人が、事業の環境整備及び合理化のため工場敷地を拡張し駐車場及び車庫を整備するにあたり、永野地内の畑２筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の整理番号１については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。
議長	日程５、議第３号、第５０３回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、第５０３回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。３件の申請がございました。 整理番号１から３は関連がありますので一括して説明いたします。譲受人は権現堂在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は権現堂在住の〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏であります。権現堂地内の田１筆、及び畑３筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１から３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程６、報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の４ページをお開きください。１件の届出がありました。 整理番号１について説明いたします。貸し人は関根在住の〇〇氏、借り人は三本松在住の〇〇氏であります。関根地内の畑３筆について解約するものです。面積等の詳細については議案書に掲載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程７、報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の５ページをお開きください。１１件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号１、１０及び１１については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 8、報告第 3 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 3 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 6 ページをお開きください。3 件の申請がございました。 整理番号 1 と 2 は関連がありますので一括して説明いたします。申請人は四ツ谷二丁目在住の〇〇氏であります。四ツ谷二丁目地内の田 1 筆及び畑 2 筆について申請があったものです。田 1 筆は、平成 6 年に駐車場として利用するため 5 条の届出をしていましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。畑 2 筆は、昭和 50 年に工場を建て替えし宅地として使用しており、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 3 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 3 について説明いたします。申請人は松山一丁目に事務所を有する株式会社〇〇であります。菖蒲地内の畑 1 筆について申請があったものです。昭和 55 年に養鯉池として利用するため許可を得ましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 1 時 4 5 分)

議事録署名委員

議事録署名委員